

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表

令和5年3月31日

事業所名 児童通所支援センターオリーブ

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	10			
	2	職員の配置数は適切である	10			
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	10		ことばでの疎通が困難でも絵カードの提示、登園後の動作(うがい手洗い、シール貼り等)をルーチン化して見通しを立てやすくしている。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	10			
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	10		会議や情報共有の時間を定例(毎水曜日の午前)化し、実行している。	
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	10			
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	10			
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		10		第三者による外部評価は受けておらず、今後の課題である。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	10			県社協等の研修は各人が年1回以上は受けられるように計画している。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	10		保護者、相談支援専門員と情報を共有、連動するよう努力している。	
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	10			
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	10			
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	10			
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	9	1		
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	9	1		
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	10			
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	10			
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	10		直後に振り返りが出来ない時には、終礼で情報を共有するように努めている。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	10			
20	定期的モニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	10				

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	10			
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	10			
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	9	1		
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	9	1	直接連絡のある医者もいるが、保護者を介して情報を頂く事もある。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	10			
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	10		年長児が小学校に入学し、担任が決定した後に保護者の同意を得て、療育の経過や配慮事項について情報提供をしている。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	10			
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	5	5	コロナ禍での感染症対策で、交流自体が持ちにくい状況にあった。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	10		自立支援協議会全体会や子ども部会等、センターから必ず一人は参加するようにしている。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	10		毎回の利用時、連絡帳に療育内容や児童の様子などを記載している。	
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレントトレーニング等)の支援を行っている	8	2		
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	10			
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	10			
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	10		保護者からの申し出がある時の対個別応が多い。	全体を対象とした研修会等、考えていきたい。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	5	5	保護者会立ち上げ前であり、法人として感染症対策に注意する目的で時期を待っている。	支援学校入学前に保護者間を取り持ったり、必要に応じ、保護者間の連携有がとれるように支援をしていく。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	10			
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	10		毎月のお便り、毎回の連絡帳で発信するようにしている。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	10			
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	10			
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	10			

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	10		
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	10		
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	10	保健調査票で確認し、服薬している児童の発作の状況を保護者や主治医から提供してもらった食事の提供は基本的にはないが、アレルギーについては保健調査票で確認している。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	10		
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	10	ひやりはっと事例は文書にした上で当日、運営会議、職員会議等で情報を共有している。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	10	研修に加え、毎日の終礼の中に「虐待に関する報告」の項目を設けて振り返りをしている。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	10		身体拘束等の適正化の為の指針は作成している。児童発達支援においては現在、身体拘束の適応になる児童はいない為、計画書を作成している児童はない。